

小項目 No. 23 重要な財産の処分

大項目	Ⅲ. 予算、収支計画及び資金計画
中項目	6. 不要財産の処分に関する計画 7. 重要な財産の譲渡等の計画
小項目	No. 23 重要な財産の処分
中期計画	6 不要財産の処分に関する計画 区分所有の保有宿舍については、平成 25 年度に 7 戸、平成 26 年度に 6 戸、平成 28 年度に 9 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫納付する。 7 重要な財産の譲渡等の計画 前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし
年度計画	(中期計画の変更が平成 25 年度末となったため、年度計画には記述せず)

【業務実績】

指標：保有宿舍の処分計画の実施と譲渡収入の国庫返納

保有資産に関しては、平成 24 年度に策定された「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」（2012 年 12 月 14 日、行政改革担当大臣）に基づいて、第 3 期中期目標期間中の処分計画を平成 25 年度に策定した。平成 25 年度はこの計画に沿って区分所有職員宿舍 7 戸を不要資産として売却し、売却収入から手数料を控除した 51,487,100 円を 2014 年 3 月に国庫納付した。平成 26 年度以降も順次、宿舍の売却、国庫納付を進める。